

「民生委員・児童委員の日」（5月12日）のお知らせ

全国民生委員児童委員連合会

●民生委員・児童委員の日とは

住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員は、さまざまな課題を抱えた人びとの相談に応じ、必要な支援への「つなぎ役」として、また地域の見守り役として、さまざまな関係者、関係機関と連携しつつ、日々、活動を行っています。

5月12日は民生委員・児童委員の日です。これは、大正6（1917）年5月12日に、民生委員制度の源である「済世顧問制度」を定めた岡山県済世顧問制度設置規程が公布されたことに由来するもので、明後年（平成29年）には民生委員制度は創設100周年を迎えます。

全国民生委員児童委員連合会では、民生委員・児童委員の活動をより多くのみなさんに知っていただくとともに、民生委員・児童委員自らの意識を高めるため、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、また5月12日からの1週間を「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」と定めています。

活動強化週間には、幅広い方々に民生委員・児童委員やその活動について理解を深めていただくため、全国各地でさまざまなPR活動等が行われます。

どうぞ民生委員・児童委員活動へのご理解とご協力をお願いします。

●平成27年度「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」について

＜実施期間＞

平成27年5月12日（火）～5月18日（月）

（なお、期間中の5月17日（日）を「一斉取り組み日」として、全国でさまざまな取り組みが進められます。）

＜各地でこのような取り組みが行われます＞

- ・民生委員・児童委員によるパレードの実施や街頭でのPR活動
- ・街頭スクリーンやテレビ等での民生委員・児童委員活動に関する映像上映
- ・地域の全戸訪問活動や学校前での声かけ運動など

詳しくは、**全国民生委員児童委員連合会ホームページをご覧ください。**

<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>

活動強化週間の特集ページに、各地における取り組み予定を掲載します。

ホームページでは、民生委員・児童委員の活動や東日本大震災被災地における民児協の活動についてもご紹介していますので、ぜひご覧ください。